

徳島県告示第六百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十一月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称
福井川土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	長谷博司	長谷博司	阿南市福井町宮宅六
同	吉田正夫		中内一六五
同	宮田勇仁	宮田勇仁	宮宅八二
同	岩浅昌祐	岩浅昌祐	元末一六〇
同	井口文伸	井口文伸	古毛一〇八
同	福谷義則	福谷義則	羽広四〇一
同	高鶴正	高鶴正	実用七八一
同	南部雅弘	南部雅弘	羽広二〇
同	南部日出吉	南部日出吉	実用七六
同	生田陽二	生田陽二	大宮一四一
同		青木秀寿	中内七三
監事	宮本美輝		大宮四二
同	広井正明	広井正明	羽広六六
同		駒井正信	阿部谷九八五